



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目 次

### 条例

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人 事 課）…… 9
- 大和高田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………（生 活 安 全 課）…… 9
- 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例の一部を改正する条例……（        ”        ）…… 9
- 大和高田市精神障害者医療費助成条例……………（社 会 福 祉 課）……10
- 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例……………（介 護 保 険 課）……12
- 大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例……………（地 域 包 括 支 援 課）……23
- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………（自 治 振 興 課）……24
- 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………（人 事 課）……25
- 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例…（        ”        ）……25
- 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（        ”        ）……26
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（        ”        ）……26
- 大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………（保 険 医 療 課）……64
- 大和高田市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例……………（市立病院医事課）……64

### 規則

- 大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………（収 納 対 策 室）……65
- 大和高田市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………（生 活 安 全 課）……67
- 大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………（保 険 医 療 課）……70

### 訓令

- 大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会設置要綱（市立病院総務課）……70

### 告示

- 大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱……………（社 会 福 祉 課）……72
- 大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱……………（児 童 福 祉 課）……82
- 大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示…（社 会 福 祉 課）……88
- 平成26年度大和高田市一般会計補正予算（第4号）等の要領の公表…（財 政 課）……89
- 市道路線認定に関する告示……………（土 木 管 理 課）……106
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………（        ”        ）……106
- 市道路線廃止に関する告示……………（        ”        ）……107
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………（        ”        ）……107
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示……………（        ”        ）……107

○公示送達	(介護保険課)	108
○公示送達	( 〃 )	109
○公示送達	(収納対策室)	109
○引取りのない自転車等の処分	(生活安全課)	110
○公示送達	(保険医療課)	110
○公示送達	(収納対策室)	110
○公示送達	( 〃 )	111
○公示送達	( 〃 )	111
○大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱	(保育課)	111

### 公告

○配水管布設工事及び消火栓新設工事(根成柿第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告	(契約監理室)	122
○配水管補修工事(永和町地内)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	124
○高田商業高等学校野球場バックネット改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	127
○庁内便所改修修理に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	129
○敷枝築山地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	132
○高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	134
○高6枝田井新町地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	137
○市枝市場地内マンホール蓋替工事(92)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	139
○高6枝旭南町地内管渠工事(60)・給配水管移設工事(G60)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	142
○市場三ツ池水路新設工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	144
○松塚下橋橋梁補修工事・橋梁添架管塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	147
○藤森橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	149
○敷枝有井地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	151
○農用地利用集積計画の縦覧	(産業振興課)	154

### 教育委員会

○大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定	(教育総務課)	154
○教育委員会12月定例委員会の召集	( 〃 )	155

### 選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	155
-------------	-----------	-----

### 農業委員会

○農業委員会1月定例委員会の招集	(農業委員会)	155
------------------	---------	-----

**公布された条例のあらまし**

## ◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

平成18年度より支給停止してきた6%の地域手当について、他市の支給状況などを勘案し、当分の間、6%のうち3%の地域手当を支給するものです。

## 2 改正の内容

- (1) 地域手当を支給しない旨の特例を廃止し、平成27年4月から当分の間、新たに「6%」を「3%」に読み替える特例を設けます。(附則第17条関係)

## 3 施行期日 平成27年4月1日

## ◇大和高田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

自動二輪車の駐車対策の一環として、原動機付自転車の利用を認めている自転車駐車場5か所について、普通自動二輪車の一部についても利用することができるよう所要の規定の整備を行うものです。

## 2 改正の内容

- (1) 自転車駐輪場に駐車できる車両に、普通自動二輪車のうち側車付きのものを除いたものであって、総排気量が0.05リットルを超え0.125リットル以下のものを加えるとともに、各自転車駐車場に駐車することのできる車両の種類を規定します。(第3条関係)
- (2) 普通自動二輪車の使用料を規定します。(別表関係)

## 3 施行期日 平成27年1月1日

## ◇大和高田市自転車等の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

放置禁止区域外の公共の場所に放置された自転車等であっても、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、措置を講じることができるよう所要の規定の整備を行うものです。

## 2 改正の内容

- (1) 放置禁止区域外の放置自転車等の措置に関する規定を追加します。(第9条の2関係)
- (2) 放置禁止区域外の放置自転車等の措置に関する規定に基づき措置を講じた自転車等についても、保管した自転車等の措置、費用の徴収の規定の適用が可能となるよう規定を整備します。(第10条及び第11条関係)
- (3) その他所要の規定の整備を行います。

## 3 施行期日 平成27年4月1日

## ◇大和高田市精神障害者医療費助成条例

## 1 理由

精神障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、新たに条例を制定するものです。

## 2 内容

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者に対する医療費の助成制度を拡充します。

3 施行期日 平成27年4月1日

◇大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

1 理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の一部改正に伴い、介護保険法に基づき厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものです。

2 内容

- (1) 介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援の事業に関する基準を定めます。

【厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの】

- ① 人員に関する基準に係る規定
- ② 運営に関する基準に係る規定のうち第6条第1項及び第2項、第7条、第24条及び第28条の規定

【厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるもの】

- ① 基本方針
- ② 運営に関する基準に係る規定（第6条第1項及び第2項、第7条、第24条及び第28条の規定を除く。）
- ③ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定
- ④ 基準該当介護予防支援に関する基準に係る規定

3 施行期日 平成27年4月1日

◇大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例

1 理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の一部改正に伴い、地域包括支援センターの事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定めるものです。

2 内容

- (1) 介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定めます。

【厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの】

- ① 地域包括支援センターに配置すべき人員及び員数

【厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるもの】

## ① 基本方針

3 施行期日 平成27年4月1日

## ◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の公布による「児童扶養手当法」の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

## 2 改正の内容

(1) 児童扶養手当法の引用条項を整備します。(附則第5条第7項関係)

3 施行期日 公布の日

## ◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正に鑑み、議員の期末手当の支給割合を改定するものです。

## 2 改正の内容

【第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正】

(1) 議員の平成26年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行います。(第5条関係)

期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1. 40月	1. 40月	0. 00月
12月期	1. 55月	1. 70月	0. 15月
計	2. 95月	3. 10月	0. 15月

【第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正】

(1) 議員の平成27年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行います。(第5条関係)

期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1. 40月	1. 475月	0. 075月
12月期	1. 70月	1. 625月	▲0. 075月
計	3. 10月	3. 10月	0. 000月

3 施行期日 公布の日

平成27年4月1日

## ◇特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正に鑑み、市長及び副市長の期末手当の支給割合を改定するものです。

## 2 改正の内容

## 【第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正】

- (1) 市長及び副市長の平成26年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行います。  
(第6条関係)

## 期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.40月	1.40月	0.00月
12月期	1.55月	1.70月	0.15月
計	2.95月	3.10月	0.15月

## 【第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正】

- (1) 市長及び副市長の平成27年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行います。(第6条関係)

## 期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.40月	1.475月	0.075月
12月期	1.70月	1.625月	▲0.075月
計	3.10月	3.10月	0.000月

## 3 施行期日 公布の日

平成27年4月1日

## ◇大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正に鑑み、教育長の期末手当の支給割合を改定するものです。

## 2 改正の内容

## 【第1条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正】

- (1) 教育長の平成26年12月期の期末手当の支給割合について引上げ改定を行います。(第2条関係)

## 期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.40月	1.40月	0.00月
12月期	1.55月	1.70月	0.15月
計	2.95月	3.10月	0.15月

## 【第2条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正】

- (1) 教育長の平成27年6月期以降の期末手当の支給割合について改定を行います。(第2条関係)

## 期末手当の支給割合の改定

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.40月	1.475月	0.075月

12月期	1.70月	1.625月	▲0.075月
計	3.10月	3.10月	0.000月

3 施行期日 公布の日  
平成27年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

人事院勧告に基づく、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に鑑み、本市の一般職の職員の給与を改定するものです。

2 改正の内容

【第1条 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正】

- (1) 全ての給料表について、給料表の引上げを行います。(別表第1から別表第3まで関係)
- (2) 平成26年12月期の勤勉手当の支給割合について0.15月分引上げを行います。(第18条関係)

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.675月	0.675月	0.00月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計0.15月
	勤勉手当	0.675月	0.825月	0.15月	
計		3.95月	4.1月	0.15月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.325月	0.325月	0.00月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.325月	0.375月	0.05月	
計		2.1月	2.15月	0.05月	

【第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正】

- (1) 医療職給料表(1)を除く、全ての給料表について、給料表の引下げを行います。(別表第1から別表第3まで関係)
- (2) 平成27年6月期以降の勤勉手当の支給割合について、改定を行います。(第18条関係)

一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.225月	1.225月	0.00月	計0.075月
	勤勉手当	0.675月	0.75月	0.75月	
12月期	期末手当	1.375月	1.375月	0.00月	計▲0.075月
	勤勉手当	0.825月	0.75月	▲0.075月	
計		4.1月	4.1月	0.00月	

再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.65月	0.65月	0.00月	計0.025月
	勤勉手当	0.325月	0.35月	0.025月	
12月期	期末手当	0.8月	0.8月	0.00月	計▲0.025月
	勤勉手当	0.375月	0.35月	▲0.025月	
計		2.15月	2.15月	0.00月	

(3) 地域手当を支給しない旨の特例を廃止し、平成27年4月から当分の間、新たに「6%」を「3%」に読み替える特例を設けます。(附則第17項関係)

**【第3条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正】**

(1) 平成18年給与改正に伴う現給保障の規定についても、今回の改正と同様に、平成30年3月31日を期限とします。(平成18年条例第7号改正附則第7項関係)

3 施行期日 公布の日  
平成27年4月1日

◇大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において、産科医療保障制度の掛金引下げ及び出産育児一時金の総額を従前どおり維持する方針が決定されたことによる「健康保険法施行令」の一部改正に伴い、本市国民健康保険の出産育児一時金についてもその総額を維持するための改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の支給額を39万円から40万4千円に上げます。(第5条関係)

3 施行期日 平成27年1月1日

◇大和高田市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成21年1月1日に公益財団法人日本医療機能評価機構により創設された産科医療補償制度について、平成27年1月1日以降に出生した児に対する「掛金等」が、1分娩につき30,000円から16,000円に引き下げられることとなったため、分娩料を見直すものです。

2 改正の内容

(1) 分娩料のうち、初産については1回につき125,000円を95,000円に、経産については1回につき115,000円を85,000円に引き下げ、分娩料に産科医療補償制度掛金を明記します。(別表第1関係)

3 施行期日 平成27年1月1日



**条 例****条例第20号**

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第19条の2中「第7条の3」を「第7条の2」に改める。

附則第17項中「平成18年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「一般職の職員の地域手当は、第7条の3第1項の規定にかかわらず、支給しない」を「第7条の3第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは「100分の3」とする」に改める。

附則第18項及び第19項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**条例第21号**

大和高田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大和高田市自転車駐車場条例(平成5年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(駐車できる車両)

第3条 駐車場に駐車できる車両は、次の各号に掲げる駐車場の区分により、当該各号に定める車両(以下「自転車等」という。)とする。

(1) サイクルポート近鉄高田北、サイクルポートJR高田、サイクルポート高田市駅、サイクルポート松塚及びサイクルポート浮孔

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。)

イ 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車」という。)

ウ 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車のうち側車付きのものを除いたものであって、総排気量が0.05リットルを超え0.125リットル以下のもの(以下「普通自動二輪車」という。)

(2) サイクルポート近鉄高田南及びサイクルポートJR高田西 自転車  
別表中「原動機付自転車」の次に「及び普通自動二輪車」を加える。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

**条例第22号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「場所」の次に「(以下「公共の場所」という。)」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(放置禁止区域外の放置自転車等の措置)

第9条の2 市長は、放置禁止区域外の公共の場所においても、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、放置された自転車等に当該自転車等の利用者等が自ら撤去すべき旨の警告札等を取り付けることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を講じた後、なお一定の期間放置されている自転車等については、あらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。

3 市長は、緊急かつやむを得ないと認めたときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに放置された自転車等をあらかじめ定めた場所に移動し、保管することができる。

第10条第1項及び第2項中「前条」を「第9条並びに前条第2項及び第3項」に改める。

第11条第1項中「第9条」の次に「並びに第9条の2第2項及び第3項」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 条例第23号

大和高田市精神障害者医療費助成条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、精神障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く。)で、かつ、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

(1) 本市内に住所を有する者(病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。)

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者

(3) 前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得

とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。)第6条の4第1項に規定する額を超えない者

(4) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として精神障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(住所地特例)

第3条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に本市に住所を有していたと認められるもの(本市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。)は、前条第1項第1号に規定する本市内に住所を有する者とみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院をしている者については、国民健康保険法第116条の2第2項の例による。

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 大和高田市乳幼児医療費助成条例(平成8年条例第32号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(2) 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(3) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(4) 大和高田市児童医療費助成条例(平成24年条例第8号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第5条 医療費の助成は、前3条の規定により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額

(2) 健康保険法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(4) 市長が規則で定める額

(証明書の交付等)

第6条 市長は、対象者に対し、規則で定めるところにより対象であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局において医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第7条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告)

第11条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

## 条例第24号

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 人員に関する基準(第4条・第5条)

第3章 運営に関する基準(第6条—第30条)

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条—第33条)

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る申請者の要件、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 指定介護予防支援の事業は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等及び市との連携に努めなければならない。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができるものとする。

## 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。た

だし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。  
(提供拒否の禁止)

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。  
(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。  
(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。  
(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。  
(身分を証する書類の携行)

第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。  
(利用料等の受領)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。  
(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。  
(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、公正性及び中立性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年大

和高田市条例第 号) 第2条第2項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。) の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲、業務量等について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。) が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会) に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者(同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。) に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。) をいう。) として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。) に係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会) に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。) を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。) の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。



2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、

その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第26条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し、必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、第1項の事故による損害のうち、当該指定介護予防支援事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付(法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によ

るサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる項目ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第18号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第39条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関

する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(13) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した後は、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されている場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければならない。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行わなければならない。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護(法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)、介護予防通所リハビリテーション(同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)

の意見を求めなければならない。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行わなければならない。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護(法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)又は介護予防短期入所療養介護(同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与(法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要と認める場合にはその理由を当該介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨(同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図らなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能といった特定の機能等の改善のみを目指すのではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を期間を定

めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

(6) 地域支援事業(法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。)及び介護給付(法第18条第1号に規定する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。

#### 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章(第27条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 条例第25号

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市地域包括支援センターの事業の人員及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年

厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 地域包括支援センターには、次に掲げる者を専らその職務に従事する常勤の職員として置かなければならず、その員数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者及び員数とすることができる。

おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 条例第26号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則



この条例は、公布の日から施行する。

### 条例第27号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### 条例第28号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

### 条例第29号

大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和55年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大和高田市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

### 条例第30号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5を」を「100分の37.5を」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400

43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		
86	241,000	295,900	344,000	383,900			
87	241,700	296,200	344,500	384,500			
88	242,400	296,600	344,900	385,100			

89	243,100	296,900	345,200	385,800			
90	243,600	297,300	345,600	386,400			
91	244,100	297,700	346,100	387,000			
92	244,600	298,100	346,500	387,600			
93	244,900	298,200	346,700	388,300			
94		298,500	347,100				
95		298,900	347,600				
96		299,300	348,000				
97		299,500	348,100				
98		299,800	348,600				
99		300,200	349,100				
100		300,600	349,400				
101		300,800	349,700				
102		301,100	350,100				
103		301,500	350,500				
104		301,800	350,900				
105		302,000	351,400				
106		302,300	351,800				
107		302,700	352,200				
108		303,000	352,600				
109		303,200	353,100				
110		303,600	353,500				
111		304,000	353,900				
112		304,300	354,200				
113		304,400	354,700				
114		304,700					
115		305,000					
116		305,400					
117		305,600					
118		305,800					
119		306,100					
120		306,400					
121		306,800					
122		307,000					
123		307,300					
124		307,600					
125		308,000					
再任用 職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	150,900	195,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	403,400	482,300
	37	218,300	277,700	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	406,100	
	39	221,900	282,800	407,500	
	40	223,700	285,400	409,000	
	41	225,600	287,900	410,700	
	42	227,400	290,500	412,100	
	43	229,200	293,000	413,500	

44	230,900	295,500	415,100
45	232,700	297,800	416,700
46	234,400	300,400	418,000
47	236,100	303,000	419,600
48	237,800	305,700	421,200
49	239,400	308,200	422,900
50	241,100	310,700	424,300
51	242,800	313,200	425,900
52	244,500	315,700	427,500
53	245,900	318,100	429,200
54	247,500	320,300	430,700
55	249,100	322,500	432,300
56	250,800	324,700	433,900
57	252,300	327,000	435,400
58	253,800	329,200	436,900
59	255,400	331,400	438,300
60	257,000	333,500	439,800
61	258,500	335,700	441,400
62	260,100	337,900	442,900
63	261,700	340,100	444,400
64	263,200	342,300	445,900
65	264,700	344,300	447,600
66	266,400	346,500	449,100
67	268,000	348,700	450,600
68	269,700	350,900	452,200
69	271,200	352,900	453,800
70	272,700	355,000	455,300
71	274,200	357,100	456,900
72	275,700	359,200	458,500
73	276,900	361,000	460,000
74	278,300	362,900	461,000
75	279,700	364,900	462,000
76	281,100	366,800	462,800
77	282,500	368,800	463,600
78	283,700	370,500	
79	284,900	372,200	
80	286,100	373,900	
81	287,400	375,400	
82	288,600	376,900	
83	289,800	378,400	
84	291,000	379,900	
85	292,200	381,000	
86	293,400	382,400	
87	294,600	383,800	
88	295,800	385,200	
89	297,000	386,500	

90	298,200	387,800
91	299,400	389,100
92	300,600	390,400
93	301,400	391,700
94	302,500	392,900
95	303,700	394,200
96	304,900	395,500
97	305,900	396,900
98	307,000	397,900
99	308,100	399,000
100	309,200	400,100
101	310,100	401,000
102	311,200	402,000
103	312,300	403,100
104	313,400	404,200
105	314,000	404,900
106	314,900	405,900
107	315,700	406,900
108	316,500	407,900
109	317,400	408,700
110	317,800	409,600
111	318,300	410,500
112	318,800	411,300
113	319,400	411,900
114	319,800	412,600
115	320,300	413,300
116	320,800	414,000
117	321,400	414,700
118	321,900	415,500
119	322,400	416,100
120	322,900	416,900
121	323,400	417,500
122	323,800	417,900
123	324,300	418,400
124	324,800	418,700
125	325,400	419,100
126	325,700	419,600
127	326,000	420,100
128	326,300	420,600
129	326,600	421,000
130	326,900	421,500
131	327,200	422,000
132	327,500	422,500
133	327,700	422,900
134	327,900	423,400
135	328,100	423,900



	136	328,400	424,400		
	137	328,700	424,800		
	138	328,900	425,300		
	139	329,200	425,800		
	140	329,500	426,300		
	141	329,700	426,700		
	142	329,900			
	143	330,200			
	144	330,400			
	145	330,700			
	146	330,900			
	147	331,200			
	148	331,500			
	149	331,700			
	150	331,900			
	151	332,200			
	152	332,500			
	153	332,700			
再任用職員		220,200	261,500	326,600	396,400

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	330,000	434,400
17	181,400	201,900	332,300	435,600	

18	184,000	203,600	334,600	436,900
19	186,500	205,300	336,900	438,100
20	189,000	206,900	339,200	439,400
21	191,500	208,700	341,500	440,500
22	193,200	210,600	343,800	441,800
23	194,900	212,500	346,100	443,100
24	196,600	214,400	348,400	444,400
25	198,100	216,100	350,600	445,700
26	199,700	218,100	352,500	447,000
27	201,300	220,100	354,400	448,200
28	202,800	222,100	356,300	449,500
29	204,500	224,000	358,200	450,800
30	206,200	226,700	360,100	451,900
31	207,900	229,400	361,800	453,100
32	209,600	232,100	363,700	454,300
33	211,100	234,900	365,500	455,500
34	212,800	237,800	367,200	456,400
35	214,500	240,700	369,000	457,300
36	216,200	243,500	370,800	458,000
37	217,700	246,200	372,700	458,900
38	219,400	249,000	374,300	
39	221,100	251,800	375,900	
40	222,800	254,600	377,500	
41	224,600	257,400	378,800	
42	226,400	260,000	380,300	
43	228,200	262,600	381,800	
44	229,900	265,200	383,300	
45	231,800	267,600	384,900	
46	233,500	270,200	386,500	
47	235,200	272,700	388,100	
48	236,900	275,200	389,700	
49	238,600	277,700	391,100	
50	240,300	280,200	392,600	
51	242,000	282,800	394,100	
52	243,600	285,400	395,600	
53	244,900	287,900	396,800	
54	246,600	290,500	398,100	
55	248,200	293,000	399,200	
56	249,900	295,500	400,400	
57	251,300	297,800	401,900	
58	252,800	300,400	403,100	
59	254,300	303,000	404,400	
60	255,800	305,700	405,700	
61	257,300	308,200	407,000	
62	258,800	310,700	408,000	
63	260,300	313,200	409,400	

64	261,700	315,700	410,800
65	263,000	318,100	412,000
66	264,600	320,300	413,100
67	266,200	322,500	414,300
68	267,700	324,700	415,500
69	269,400	327,000	416,500
70	270,900	329,200	417,700
71	272,400	331,400	418,900
72	273,900	333,500	420,100
73	275,100	335,700	420,900
74	276,400	337,900	421,700
75	277,700	340,100	422,500
76	279,000	342,300	423,300
77	280,400	344,200	423,900
78	281,600	346,100	424,700
79	282,800	348,000	425,400
80	284,000	349,900	426,100
81	285,300	351,700	426,900
82	286,400	353,500	427,500
83	287,600	355,300	428,000
84	288,800	357,100	428,700
85	289,800	358,500	429,400
86	290,800	360,200	429,900
87	291,800	361,900	430,500
88	292,800	363,500	431,200
89	293,900	365,000	431,900
90	294,800	366,300	432,500
91	295,700	367,700	433,200
92	296,600	369,100	433,700
93	297,100	370,600	434,200
94	297,900	371,900	
95	298,700	373,200	
96	299,500	374,500	
97	300,300	375,500	
98	301,100	376,500	
99	301,900	377,500	
100	302,700	378,500	
101	303,600	379,600	
102	304,100	380,600	
103	304,600	381,600	
104	305,100	382,600	
105	305,300	383,400	
106	305,700	384,300	
107	306,000	385,200	
108	306,300	386,200	
109	306,500	387,100	

	110	306,700	388,100		
	111	307,000	389,100		
	112	307,300	390,100		
	113	307,500	390,700		
	114	307,700	391,600		
	115	307,900	392,500		
	116	308,200	393,400		
	117	308,500	394,200		
	118	308,800	395,000		
	119	309,100	395,800		
	120	309,400	396,600		
	121	309,500	397,200		
	122	309,700	398,000		
	123	310,000	398,700		
	124	310,300	399,400		
	125	310,500	400,100		
	126		400,800		
	127		401,300		
	128		401,900		
	129		402,600		
	130		403,200		
	131		403,900		
	132		404,500		
	133		404,800		
	134		405,400		
	135		406,000		
	136		406,400		
	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
	150		414,000		
	151		414,600		
	152		415,200		
	153		415,600		
再任用職員		209,700	258,400	319,500	387,000
備考(1)	この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるも				

のに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700
	15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800
	16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700
	17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900
	18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900
	19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900
	20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900
	21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900
	22	314,800	391,800	446,900	512,900	
	23	318,500	394,400	449,300	514,800	
	24	322,200	397,000	451,600	516,700	
	25	325,800	399,400	453,800	518,400	
	26	328,600	401,700	456,100	520,200	
	27	331,400	404,000	458,400	522,000	
	28	334,200	406,300	460,700	523,800	
	29	337,000	408,700	462,900	525,700	
	30	339,400	410,800	465,200	527,500	
	31	341,800	412,800	467,500	529,300	
	32	344,200	414,900	469,800	531,100	
	33	346,600	417,000	471,800	532,700	
	34	349,100	419,000	473,900	534,500	
35	351,500	421,000	476,000	536,200		

36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200
39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66		466,900	518,900	
67		467,600	519,600	
68		468,300	520,500	
69		468,800	521,400	
70		469,500	522,200	
71		470,200	523,100	
72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700	
75		472,600	526,600	
76		473,300	527,300	
77		473,700	528,100	
78		474,300	529,000	
79		474,900	529,900	
80		475,400	530,800	
81		476,000	531,600	

	82		476,500	532,500		
	83		477,000	533,400		
	84		477,500	534,300		
	85		477,900	535,100		
	86		478,500	536,000		
	87		478,900	536,900		
	88		479,400	537,800		
	89		479,900	538,600		
	90		480,500			
	91		481,100			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900	

23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		



69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100		
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700		
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300		
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000		
86		293,000	329,600	350,900			
87		293,200	329,800	351,200			
88		293,400	330,200	351,500			
89		293,800	330,600	351,900			
90		294,000	331,000	352,200			
91		294,200	331,400	352,600			
92		294,400	331,800	352,900			
93		294,800	332,200	353,300			
94		295,000	332,400	353,600			
95		295,200	332,800	354,000			
96		295,500	333,100	354,300			
97		295,900	333,300	354,600			
98		296,200	333,600	355,000			
99		296,500	333,900	355,400			
100		296,800	334,200	355,800			
101		297,100	334,400	356,300			
102		297,300	334,700	356,700			
103		297,600	335,100	357,100			
104		297,900	335,300	357,500			
105		298,200	335,400	358,000			
106			335,700				
107			336,100				
108			336,300				
109			336,500				
110			336,900				
111			337,300				
112			337,700				
113			337,900				
再任用	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

職員							
備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。							
ウ 医療職給料表(3)							
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900

39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	

85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300	364,300		
119	298,900	330,700	364,800		
120	299,300	330,900	365,300		
121	299,600	331,100	365,700		
122	300,000	331,400	366,200		
123	300,400	331,700	366,700		
124	300,800	332,000	367,200		
125	301,000	332,200	367,600		
126	301,200	332,500			
127	301,600	332,900			
128	302,000	333,100			
129	302,200	333,200			
130	302,500	333,600			

	131	302,900	334,000				
	132	303,300	334,200				
	133	303,500	334,500				
	134	303,800	334,900				
	135	304,200	335,300				
	136	304,500	335,700				
	137	304,700	336,000				
	138	305,000	336,400				
	139	305,400	336,800				
	140	305,700	337,200				
	141	305,900	337,500				
	142	306,300	337,900				
	143	306,700	338,300				
	144	307,000	338,700				
	145	307,100	339,000				
	146	307,400	339,400				
	147	307,700	339,800				
	148	308,100	340,200				
	149	308,300	340,500				
	150	308,500	340,900				
	151	308,800	341,300				
	152	309,100	341,700				
	153	309,500	342,000				
	154	309,700					
	155	309,900					
	156	310,200					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「1

00分の32.5」を「100分の35」に、「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	

36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	

80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				
121		300,800				
122		301,000				
123		301,300				



	124		301,600					
	125		301,900					
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2(第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	382,700	463,200
30	206,300	258,000	384,600	464,500	

	31	208,000	260,300	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	398,000	
	39	221,900	278,100	399,400	
	40	223,700	280,200	400,800	
	41	225,400	282,200	402,500	
	42	227,100	284,800	403,900	
	43	228,700	287,200	405,200	
	44	230,300	289,700	406,700	
	45	232,000	291,900	408,300	
	46	233,400	294,500	409,600	
	47	234,800	297,000	411,100	
	48	236,200	299,700	412,700	
	49	237,700	302,100	414,400	
	50	239,200	304,500	415,800	
	51	240,600	307,000	417,400	
	52	242,100	309,400	418,900	
	53	243,400	311,800	420,600	
	54	244,700	314,000	422,100	
	55	246,100	316,100	423,700	
	56	247,500	318,300	425,300	
	57	248,900	320,600	426,800	
	58	250,000	322,700	428,300	
	59	251,300	324,900	429,500	
	60	252,600	326,900	430,700	
	61	253,900	329,100	431,900	
	62	255,400	331,200	433,200	
	63	256,800	333,400	434,500	
	64	258,100	335,600	435,700	
	65	259,500	337,500	436,900	
	66	261,100	339,700	438,100	
	67	262,700	341,800	439,300	
	68	264,400	344,000	440,500	
	69	265,900	346,000	441,700	
	70	267,300	348,000	442,900	
	71	268,800	350,100	444,100	
	72	270,300	352,100	445,300	
	73	271,400	353,900	446,400	
	74	272,800	355,800	447,000	

75	274,200	357,700	447,500
76	275,500	359,600	448,000
77	276,900	361,500	448,500
78	278,100	363,200	
79	279,300	364,900	
80	280,500	366,500	
81	281,700	368,000	
82	282,900	369,500	
83	284,100	371,000	
84	285,300	372,400	
85	286,500	373,500	
86	287,600	374,900	
87	288,800	376,300	
88	290,000	377,600	
89	291,200	378,900	
90	292,300	380,200	
91	293,500	381,400	
92	294,700	382,700	
93	295,500	384,000	
94	296,500	385,100	
95	297,700	386,400	
96	298,900	387,600	
97	299,900	389,000	
98	301,000	390,000	
99	302,000	391,100	
100	303,100	392,100	
101	304,000	393,000	
102	305,100	394,000	
103	306,200	395,100	
104	307,200	396,200	
105	307,800	396,900	
106	308,700	397,800	
107	309,500	398,700	
108	310,300	399,600	
109	311,200	400,400	
110	311,600	401,300	
111	312,000	402,100	
112	312,500	402,900	
113	313,100	403,500	
114	313,500	404,200	
115	314,000	404,900	
116	314,500	405,600	
117	315,100	406,200	
118	315,600	406,700	

	119	316,000	407,100		
	120	316,500	407,500		
	121	317,000	407,900		
	122	317,400	408,200		
	123	317,900	408,500		
	124	318,400	408,700		
	125	319,000	408,900		
	126	319,300	409,200		
	127	319,600	409,500		
	128	319,900	409,700		
	129	320,100	409,900		
	130	320,400	410,200		
	131	320,700	410,500		
	132	321,000	410,700		
	133	321,200	410,900		
	134	321,400	411,200		
	135	321,600	411,500		
	136	321,900	411,700		
	137	322,200	411,900		
	138	322,400	412,200		
	139	322,700	412,500		
	140	323,000	412,700		
	141	323,200	412,900		
	142	323,400	413,200		
	143	323,700	413,500		
	144	323,900	413,700		
	145	324,200	413,900		
	146	324,400			
	147	324,700			
	148	325,000			
	149	325,200			
	150	325,400			
	151	325,700			
	152	326,000			
	153	326,200			
再任用職員		231,700	272,000	328,800	412,900
備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。					
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。					
イ 教育職給料表(2)					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級

	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以 外の職員	1	150,900	166,700	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	366,900	
	39	221,100	250,400	368,500	
	40	222,800	252,900	370,100	
	41	224,400	255,600	371,400	
	42	226,100	258,000	372,800	

43	227,700	260,300	374,300
44	229,300	262,600	375,800
45	231,000	264,900	377,300
46	232,500	267,200	378,900
47	234,000	269,400	380,500
48	235,400	271,600	382,000
49	237,000	274,000	383,400
50	238,400	276,000	384,900
51	240,000	278,100	386,400
52	241,200	280,200	387,800
53	242,500	282,200	389,000
54	244,000	284,800	390,300
55	245,300	287,200	391,400
56	246,600	289,700	392,500
57	248,000	291,900	394,000
58	249,200	294,500	395,200
59	250,400	297,000	396,400
60	251,700	299,700	397,700
61	253,100	302,100	398,900
62	254,500	304,500	399,900
63	255,800	307,000	401,300
64	256,800	309,400	402,600
65	257,800	311,800	403,800
66	259,300	314,000	404,900
67	260,900	316,100	406,100
68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200
70	265,500	322,700	409,400
71	267,000	324,900	410,600
72	268,500	326,900	411,800
73	269,700	329,100	412,400
74	270,900	331,200	413,200
75	272,200	333,400	413,900
76	273,500	335,600	414,400
77	274,900	337,400	414,700
78	276,000	339,300	415,100
79	277,200	341,200	415,500
80	278,400	343,000	415,900
81	279,700	344,800	416,200
82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300
85	284,100	351,500	417,600
86	285,000	353,100	418,000

	87	286,000	354,800	418,400	
	88	287,000	356,300	418,700	
	89	288,100	357,700	419,000	
	90	289,000	359,000	419,300	
	91	289,900	360,400	419,600	
	92	290,800	361,800	419,800	
	93	291,300	363,300	420,000	
	94	292,000	364,600		
	95	292,800	365,900		
	96	293,600	367,100		
	97	294,400	368,100		
	98	295,200	369,100		
	99	296,000	370,100		
	100	296,700	371,100		
	101	297,600	372,000		
	102	298,100	373,000		
	103	298,600	374,000		
	104	299,100	375,000		
	105	299,300	375,800		
	106	299,700	376,700		
	107	300,000	377,600		
	108	300,200	378,600		
	109	300,400	379,400		
	110	300,600	380,400		
	111	300,900	381,400		
	112	301,200	382,400		
	113	301,400	383,000		
	114	301,600	383,900		
	115	301,800	384,800		
	116	302,100	385,700		
	117	302,400	386,500		
	118	302,700	387,200		
	119	303,000	388,000		
	120	303,300	388,800		
	121	303,400	389,400		
	122	303,600	390,200		
	123	303,900	390,900		
	124	304,200	391,600		
	125	304,400	392,200		
	126		392,900		
	127		393,400		
	128		394,000		
	129		394,700		
	130		395,300		

	131		395,800		
	132		396,300		
	133		396,600		
	134		396,900		
	135		397,200		
	136		397,500		
	137		397,800		
	138		398,100		
	139		398,400		
	140		398,700		
	141		399,000		
	142		399,300		
	143		399,600		
	144		399,900		
	145		400,100		
	146		400,400		
	147		400,700		
	148		400,900		
	149		401,100		
	150		401,400		
	151		401,700		
	152		401,900		
	153		402,100		
	154		402,400		
	155		402,700		
	156		402,900		
	157		403,100		
再任用職員		222,900	268,800	322,100	402,900

備考(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800



5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900

49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
86		287,200	323,100	344,000			
87		287,400	323,300	344,300			
88		287,600	323,700	344,600			
89		288,000	324,100	345,000			
90		288,200	324,500	345,300			
91		288,400	324,900	345,700			
92		288,600	325,300	346,000			

93		289,000	325,600	346,400			
94		289,200	325,800	346,700			
95		289,400	326,200	347,000			
96		289,700	326,500	347,300			
97		290,100	326,700	347,600			
98		290,400	327,000	348,000			
99		290,600	327,300	348,400			
100		290,900	327,600	348,800			
101		291,200	327,800	349,300			
102		291,400	328,100	349,700			
103		291,600	328,500	350,100			
104		291,900	328,700	350,500			
105		292,200	328,800	351,000			
106			329,100				
107			329,500				
108			329,700				
109			329,900				
110			330,300				
111			330,700				
112			331,100				
113			331,300				
再任用職員	186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	

15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400

59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
94	279,200	312,700	346,100	364,100		
95	280,100	313,400	346,800	364,500		
96	281,100	314,000	347,400	364,800		
97	282,000	314,700	347,800	365,400		
98	282,800	315,000	348,200	365,900		
99	283,500	315,600	348,700	366,400		
100	284,400	316,300	349,100	366,900		
101	285,200	316,700	349,600	367,500		
102	286,000	317,300	350,000	368,000		

103	286,800	317,900	350,500	368,500
104	287,600	318,500	350,900	368,900
105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		
133	297,400	327,900		
134	297,700	328,300		
135	298,100	328,700		
136	298,400	329,100		
137	298,600	329,400		
138	298,900	329,800		
139	299,300	330,200		
140	299,600	330,600		
141	299,800	330,900		
142	300,200	331,300		
143	300,600	331,600		
144	300,900	332,000		
145	301,000	332,300		
146	301,300	332,700		

	147	301,600	333,100				
	148	302,000	333,500				
	149	302,200	333,800				
	150	302,400	334,200				
	151	302,700	334,600				
	152	303,000	335,000				
	153	303,400	335,300				
	154	303,600					
	155	303,800					
	156	304,100					
	157	304,400					
	158	304,700					
	159	305,000					
	160	305,300					
	161	305,700					
	162	306,000					
	163	306,300					
	164	306,600					
	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「には」の次に「、平成30年3月31日までの間」を加える。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第5項から第8項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から、同条の規定(給与条例第18条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところとする。

ろにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

### 条例第31号

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

### 条例第32号

大和高田市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。



平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例  
 大和高田市立病院の料金等に関する条例(平成17年条例第12号)の一部を次のように改正する。  
 別表第1の2分娩料の項を次のように改める。

2 分娩料

区分	料金	
初産	1回につき	95,000円
経産	1回につき	85,000円
産科医療補償制度掛金	1回につき	産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額

ただし、特殊な場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の大和高田市立病院の料金等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に助産を受ける者に係る分娩料から適用し、同日前に助産を受けた者に係る分娩料については、なお従前の例による。

**規 則**

規則第31号

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
 大和高田市税賦課徴収条例施行規則（昭和37年規則第9号）の一部を次のように改正する。  
 様式第20号（その2）を次のように改める。

様式第20号（その2）（第3条関係）

納税証明書交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 (窓口に来られた方)	住所
	氏名 (会社名)
納税者 (必要とされる方)	住所
	フリガナ 氏名(会社名)

印

証明書の使用目的(該当する番号に○を付けてください。)			
1	入札参加資格申請 (建設業関係)	5	帰化申請
2	入札参加資格申請 (物品購入・業務委託)	6	招へい・ビザの更新
3	軽自動車の車検用	7	その他(使用目的を記入してください。)
4	資金の借入れ		

証明書の種類(必要事項を記入してください。)			
固 定 資 産 税	年度	各	通
都 市 計 画 税	年度	各	通
市 ・ 県 民 税	年度	各	通
軽 自 動 車 税	年度	各	通
法 人 市 民 税	年度	各	通
国 民 健 康 保 険 税	年度	各	通
市 税 全 税 目	<input type="checkbox"/> 滞納のないこと。 <input type="checkbox"/> 未納のないこと。 <input type="checkbox"/> 滞納処分がないこと。	各	通

軽自動車検査受用									
標識 番号	奈 良								

証明番号	通	円
------	---	---

本人 (代理人) 確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	確 認 者
	<input type="checkbox"/> その他の身分証明書等 ( )		

委 任 状

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

生年月日 大・昭・平 年 月 日

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

年度 税 納税証明書 通

年度 税 納税証明書 通

年度 税 納税証明書 通

年度 税 納税証明書 通

年度 税 納税証明書 通

を交付申請及び受領すること。

年 月 日

大和高田市長 殿

住 所

氏 名 印

生年月日 大・昭・平 年 月 日

(連絡先 )

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

規則第32号

大和高田市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市自転車駐車場条例施行規則(平成5年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

区 分

」を

「

使用区分

」に改める。

様式第6号中

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車(使用場所No. )
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(使用場所No. )

」を

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車(使用場所No. )
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(使用場所No. )
	<input type="checkbox"/> 普通自動二輪車(使用場所No. )

」に改める。

様式第7号中

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外)
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外)

」を

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外)
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外)
	<input type="checkbox"/> 普通自動二輪車( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外)

」に改める。

様式第8号中

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外)
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外)

」を

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外 )
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外 )
	<input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 ( <input type="checkbox"/> 市内・ <input type="checkbox"/> 市外 )

」に、

「使用料を」を「、使用料を」に改める。

様式第9号中

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根有
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根無
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	

」を

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根有
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根無
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	
	<input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	

」に改める。

様式第10号中

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根有
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根無
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	

」を

「

使用区分	<input type="checkbox"/> 自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根有
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	<input type="checkbox"/> 屋根無
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	
	<input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 ( <input type="checkbox"/> 市内一般・ <input type="checkbox"/> 市内学生 )	
	( <input type="checkbox"/> 市外一般・ <input type="checkbox"/> 市外学生 )	

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

**規則第33号**

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
大和高田市国民健康保険条例施行規則(平成12年規則第73号)の一部を次のように改正する。  
第12条第1項中「3万円」を「1万6千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の大和高田市国民健康保険条例施行規則第12条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の出産に係る出産育児一時金の加算額について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の加算額については、なお従前の例による。

**訓 令****訓令第14号**

大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年11月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立病院経営基盤確立支援業務を実施するに当たり、その支援業務を委託する事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、大和高田市立病院経営基盤確立支援業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(選定方法)

第2条 当該業務の委託事業者の選定方法は、プロポーザル方式とする。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の応募資格に関すること。
- (2) 募集要項及び業務仕様書に関すること。
- (3) 事業者の提案書及びヒアリングの内容審査及び評価に関すること。
- (4) 委託候補者となる事業者の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市立病院長
- (2) 市立病院副院長 1名
- (3) 市立病院診療局長

- (4) 市立病院看護局長
- (5) 市立病院技術局長
- (6) 市立病院事務局長
- (7) 市立病院事務局総務課長
- (8) 市立病院事務局管理課長
- (9) 市立病院事務局医事課長
- (10) 財政課長
- (11) 市立病院栄養管理科長補佐
- (12) 経営に関する識見を有する者

2 委員長は、市立病院長をもって充てる。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、市立病院事務局長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は、最初に招集される委員会の日から委託候補者となる事業者を選定する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

4 委員長は、委員会の会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第8条 委員は、特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市立病院事務局総務課において処理する。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

**告 示****告示第61号**

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成26年5月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、市が支給する給付金をいう。

(2) 支給対象者 別表第1に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この告示に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき1万円とする。

2 支給対象者のうち、別表第2に掲げる者については、1人につき前項の額に5千円を加算する。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 前項の申請の期限は、同項の規定により市長が定める申請受付開始日のうち最も早い日から起算して3月を経過する日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該期限を3月以内に限り延長することができる。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、臨時福祉給付金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請及び臨時福祉給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号の方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示するこ



と等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第7条 申請者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)における申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(民法(明治29年法律第89号)に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人並びに同法に基づき代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。)
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 前項の規定により代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出しなければならない。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第3条に規定する住民基本台帳により、第1項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条又は前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対して臨時福祉給付金を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、臨時福祉給付金を支給しない。

- (1) 別表第1(1)のエに規定する児童等 当該児童等分の臨時福祉給付金につき同表(1)のエの(ア)に規定する保護者から代理申請があつた場合(市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)
- (2) 別表第1(1)のオに規定する者で同項に規定する申出を行ったもの 当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)
- (3) 別表第1(6)に規定する者 当該者分の臨時福祉給付金につき、同表(6)のア又はイに規定する養護者から代理申請があつた場合(市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項に規定する申請の期限までに第6条の規定による申請(代理によるものを含む。)が行われなかった場

合は、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時福祉給付金(次項において「不当利得」という。)の返還を求める。

- 2 市長は、不当利得が第4条第2項の規定による加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)の施行の日の前日までの間においては、別表第1(2)のイ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とする。

別表第1(第2条及び第8条関係)

支給対象者

(1) 臨時福祉給付金は、次のアからオまでに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、カに掲げる要件に該当する者(他の市町村において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。

ア 基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次のウにおいて同じ。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。次のウにおいて同じ。)を市に行ったものであって、転入をした年月日(住基法第22条第1項第3号に規定する転入をした年月日をいう。次のウにおいて同じ。)が基準日の翌日以後である転入届(同項の規定による届出をいう。次のウにおいて同じ。)をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

ウ 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの(転出の予定年月日が

基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を市へ行ったものを除く。)

エ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次のオにおいて同じ。)であり、かつ、基準日以後に次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日において満18歳に満たない者(平成8年1月3日以降に生まれた者)をいう。)及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者(平成6年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)であって、その入所等している施設等が市に所在しているもの

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等(保護者(児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

(イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通う者又は2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院若しくは保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院をしている者に限る。)

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られ、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(エ) 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(オ) 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

(カ) 児童福祉法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2月以内の期間を定

めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)オ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしているもの(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令をいう。)が出されていること。

(ウ) 売春防止法第34条に規定する婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

(エ) 基準日の翌日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

カ 平成26年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。)の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

(2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下このイにおいて「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下このウにおいて同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されてい

た者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下このエにおいて「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

(3) (1)の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

(4) 基準日において(1)のエの(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等については、(1)のカの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、(1)のエの(ウ)、(エ)又は(カ)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この(4)において「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下この(4)において「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、(1)のオの(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、(1)のカの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合は、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合は、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(6) 基準日において、次のア又はイのいずれかに該当する者については、(1)のカの要件の適用に当たっては、当該者の扶養者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ア 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第3項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

イ 高齢者(基準日において65歳以上の者(昭和24年1月2日以前に生まれた者。)をいう。)のうち、養護者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

#### 別表第2(第4条関係)

##### 加算措置の対象者

(1) 次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年4月の年金の特例水準

解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の年金の受給者に限る。)

- ア 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による老齢基礎年金(繰上げ支給によるものを含む。)、障害基礎年金又は遺族基礎年金
  - イ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金
  - ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金
  - エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第3条、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金
- (ア) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の平成26年1月分の受給者
- (イ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者
- (ウ) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年1月分の受給者
- (エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。)の平成26年1月分の受給者
- (オ) 毒ガス障害者救済対策事業の実施について(昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下この(オ)において「局長通知」という。)による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。)の平成26年1月分の受給者
- (カ) ガス障害者に対する特別手当等支給要綱(昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この(カ)において「要綱」という。)の規定による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(要綱第3条第3項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。)の平成26年1月分の受給者
- (キ) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による健康被害救済給付金(障害児養育

年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者

(ク) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号)の規定による健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者

(ケ) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)の規定による副作用救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)又は感染救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。)の平成26年1月分の受給者

様式第1号(第6条関係)

臨時福祉給付金 申請書

受付印

1. 支給対象者

下記の申請・受給者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者を代表して、代理申請・受給する場合には、署名欄に記名押印してください(この場合は、裏面の(1)~(7)に誓約・同意し、申請・受給者に申請・請求及び受給を委任するものとします。)

\*加算対象者は、「対象番号」欄に下記(加算措置対象番号一覧)にある該当番号(複数に該当する場合は、任意の番号を1つ以上)を記載してください。

Table with 4 columns: 世帯員氏名, 生年月日, 加算措置 (加算の有無, 対象番号), (フリガナ) 署名欄. Includes a '印' (stamp) column.

\*記名押印に代えて署名することができます。

(加算措置対象番号一覧)

- ①高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等
②児童扶養手当
③特別児童扶養手当
④障害児福祉手当
⑤特別障害者手当
⑥経過的福祉手当
⑦原爆被害者諸手当
⑧毒ガス障害者対策手当
⑨ガス障害者対策手当
⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金
⑪副作用救済給付又は感染救済給付
⑫新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付金

2. 支給額(請求額)

支給対象者 [ ] 人 ×1万円 + 加算措置対象者 [ ] 人 ×5千円 = 支給額合計 [ ] 円

1. の支給対象者の合計 支給対象者のうちで加算措置対象者の合計

3. 受取方法(該当する受取方法のA又はBのチェック欄に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 指定の金融機関口座(下記申請・受給者又は代理人の口座に限りです。)への振込

【受取口座記入欄】

Table for bank account information with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, (フリガナ) 口座名義.

\* ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

\* 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ B 現金による支給

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受取は、9月中旬以降からとなります。)

大和高田市長 殿

申請・受給者 住所 \_\_\_\_\_

記入日 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

\*記名押印に代えて署名することができます。



4. 代理申請・受給を行う場合(基準日時点での支給対象者の属する世帯構成員以外から申請する場合は記入してください。)

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請・受給者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	印	1. 法定代理人 2. その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、臨時福祉給付金の(申請・請求・受給)を委任します。				申請・受給者 印

※申請・受給者との関係(代理申請が可能な方一覧)

\*記名押印に代えて署名することができます。

1. 法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
2. その他: 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方

「誓約・同意事項」

- (1) 平成26年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることにご同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は市区町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、市区町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分のみ支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (7) 加算対象番号①に該当する場合加算対象番号②の年金の受給権(平成26年3月分)があり平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月分又は5月分の年金を受給)を受けます。

申請内容確認書類 (写し 貼付け)

『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)  
\*世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。  
\*外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付していただく必要はありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類(表面1の加算措置対象番号)の①の一部、③、④に該当する方

【①高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)~(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1)平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し (平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2)日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している	
(3)共済組合等が支給する年金のみを受給している方	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し
(4)年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れた方又は手続き中の方)	

【③ガス障害者対策手当】

全ての受給者: 医療手帳(又は医療券)及び手当支払通知書の写し

【④副作用救済給付又は感染救済給付】

全ての受給者: 振込通知書の写し

振込先金融機関口座確認書類 (写し 貼付け)

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

【事務処理欄】 \*記入不要

- 保険証  運転免許証  住民基本台帳カード  通帳写し  その他( )

**告示第62号**

大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成26年5月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯に対し臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給することにより、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費を下支えすることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、市が支給する給付金をいう。

(2) 支給対象者 別表第1項に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。

(3) 対象児童 別表第2項に掲げる者をいう。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第3項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 前項の申請の期限は、同項の規定により市長が定める申請受付開始日のうち最も早い日から起算して3月を経過する日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該期限を3月以内に限り延長することができる。

(申請及び支給の方式)

第6条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、平成26年1月1日(以下「基準日」という。)において市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第3条に規定にする住民基本台帳をいう。以下同じ。)に記録されているものは、子育て世帯臨時特例給付金申請書(様式第1号(公務員にあっては、様式第2号)。以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者のうち、次に掲げるものは、申請書を市に提出しなければならない。

(1) 基準日以前に住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。)をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届(同法第22条第1項の規定による届出をいう。)をしたもの

(2) 基準日以前に住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日にお

いて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、前号に掲げる者以外のもの

(3) 別表第1項第3号の表第1号の右欄に掲げる者(当該者に係る別表第1項第1号又は第2号に規定する者がこの条第2項の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)

(4) 別表第1項第3号の表第2号の右欄に掲げる者(当該者が入所等している児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。)

(5) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしていることが認められている者(基準日において、市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。)であって、市から平成26年1月分の児童手当又は別表第1項第2号ア若しくはイに掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けているもの

(6) 別表第1項第3号の表第3号右欄に掲げる者(市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求(同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合にあつては、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別表第1項第3号の表第3号において同じ。)をした者に限る。)

3 前項の規定による申請及び子育て世帯臨時特例給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号の方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 申請者は、子育て世帯臨時特例給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証しなければならない。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項及び第2項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条又は前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給するものとする。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項に規定する申請の期限までに第6条の規定による申請(代理によるものを含む。)が行われなかった場合は、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)の施行の日の前日までの間においては、別表第2項エ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とする。

別表(第2条及び第6条関係)

1 支給対象者

(1) 子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月分の児童手当法による児童手当(同法附則第2条第1項の給付を含む。以下「児童手当」という。)の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。

(2) 前号に規定する者のほか、子育て世帯臨時特例給付金は、次のいずれかに該当する児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。

ア 基準日に出生し、同日において住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日に国外から転入(住基法第22条第1項に規定する転入をいう。)をしたことにより、同日において住民基本台帳に記録されている者

(3) 前2号の規定にかかわらず、子育て世帯臨時特例給付金は、次の表区分の欄に掲げる場合について、それぞれ同表該当者の欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前2号に規定する者(以下「児童手当受給者」という。)に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されて

いる場合及びこの号の規定により子育て世帯臨時特例給付金を支給される者(同表第1号及び第3号該当者の欄に掲げる者に限る。)に係る児童手当受給者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合には、この限りでない。

番号	区分	該当者
1	児童手当受給者が死亡した場合(この号の規定により子育て世帯臨時特例給付金を支給される者が、当該者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
2	別表第2項の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを児童手当受給者に子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村が把握した場合(その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだ右欄に掲げる者に対して子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定されていないときを除く。)	左欄に掲げる施設入所等児童
3	児童手当受給者からの暴力を理由に避難し、当該児童手当受給者と生計を別にしていない当該児童手当受給者の配偶者(現に次項の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、市による当該認定の請求に関する通知が児童手当受給者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村に到達した場合(当該児童手当受給者に対して子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合)	左欄に掲げる当該児童手当受給者の配偶者

## 2 対象児童

前項第1号に規定する者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童(子育て世帯臨時特例給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は当該者に支給される平成26年1月分の児童手当に係る児童とし、前項第2号に規定する者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童は当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童(前項第2号のア又はイに掲げる児童に限る。)とする(前項第3号の表区分の欄に掲げる者に支給される子育て世帯臨時特例給付金の対象児童については、これを準用する。)。ただし、対象児童が次のアからキまでに掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 基準日から子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

イ 臨時福祉給付金の支給対象者である場合

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合

エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下このエにおいて「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月

- 31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- オ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下このオにおいて同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- カ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下このカにおいて「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- キ 子育て世帯臨時特例給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であつて、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

様式第1号(第6条関係)

子育て世帯臨時特例給付金 申請書

平成26年1月1日時点の住民票所在市区町村
大和高田市長 殿

受付印

1. 申請・請求者

記入日	平成 年 月 日
-----	----------

〔フリガナ〕 氏 名	性別	生年月日	現住所
印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
*記名押印に代えて署名することができます。			住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地) *現住所と同じ場合は記載不要
<b>※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。</b>			

2. 対象児童等

平成26年1月分の児童手当の支給対象児童等(※)について記入してください。  
※「支給対象児童等」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	〔フリガナ〕 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	同居・別居 の別	申請者の 扶養親族等に 該当するか	現住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当 ・ 非該当	
2			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当 ・ 非該当	
3			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当 ・ 非該当	
4			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当 ・ 非該当	
5			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当 ・ 非該当	

\*同居・別居の別については平成26年1月1日時点の状況を選択してください。  
\*ここでの「扶養親族等」とは税法上の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者です。

対象児童の中に申請・請求者の扶養親族に「非該当」の方がいる場合、その児童を扶養している方について記入してください。  
(この場合、上記1.の申請・請求者が子育て世帯臨時特例給付金を受給するに当たり必要となる審査のため、下記の方はそれぞれ裏面(2)及び(3)に誓約・同意するものとします。)

対象児童 No.	〔フリガナ〕 氏 名	生 年 月 日	対象児童 との続柄	住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地)
	印	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	印	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		

\*記名押印に代えて署名することができます。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	万円
-------	---	---------	----

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記入要領を参照してください。)

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 平成26年1月分児童手当の振込口座への振込を希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

※平成26年2月分以降の児童手当の振込口座を変更された方はBの受取方法を選択してください。

□ B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望

※Bを選択した場合(平成26年1月分児童手当の振込口座と異なる口座を希望する場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください。)

【受取口座記入欄】平成26年1月分児童手当の振込口座以外の口座を指定する場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右側までお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.協盛 3.信託 7.信託連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通		
	店番号	2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載」をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ C 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受取は9月中旬以降からとなります。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成25年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

申請内容確認書類

(4. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し  
(外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。)

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(児童手当の振込口座以外を記載した場合は提出してください。)

告示第85号の3

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。



平成26年8月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年告示第61号)の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)中「次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年」を「平成26年」に改め、「5月分の」の次に「次のいずれかの」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成26年5月14日から適用する。

### 告示第134号

平成26年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)
- 2 平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成26年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 5 平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 6 平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 7 平成26年度大和高田市水道事業会計補正予算(第2号)
- 8 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)
- 9 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)
- 10 平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 11 平成26年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 12 平成26年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 13 平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 14 平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 15 平成26年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

平成26年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326,877千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,018,269千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,796,367	47,480	6,843,847
	1. 地方交付税	6,796,367	47,480	6,843,847
12. 使用料及び手数料		679,364	6,546	685,910
	2. 手数料	296,905	6,546	303,451
13. 国庫支出金		4,579,815	353,370	4,933,185
	1. 国庫負担金	3,732,937	65,500	3,798,437
	2. 国庫補助金	788,559	287,870	1,076,429
14. 県支出金		1,319,939	50,298	1,370,237
	1. 県負担金	921,639	32,750	954,389
	2. 県補助金	271,147	17,548	288,695
15. 財産収入		25,099	2,937	28,036
	2. 財産売払収入	1,001	2,937	3,938
16. 寄附金		1	1,170	1,171
	1. 寄附金	1	1,170	1,171
19. 諸収入		263,301	15,176	278,477
	4. 雑入	249,311	15,176	264,487
20. 市債		2,362,000	849,900	3,211,900
	1. 市債	2,362,000	849,900	3,211,900
補正されなかった科目に係る額		7,665,506	0	7,665,506
歳入合計		23,691,392	1,326,877	25,018,269

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		260,357	2,842	263,199
	1. 議会費	260,357	2,842	263,199
2. 総務費		2,072,631	3,359	2,075,990
	1. 総務管理費	1,547,499	4,797	1,552,296
	2. 徴税費	312,247	474	312,721
	3. 戸籍住民基本台帳費	104,980	△1,414	103,566
	4. 選挙費	68,260	75	68,335
	5. 統計調査費	14,409	△400	14,009
	6. 監査委員費	25,236	△173	25,063
3. 民生費		10,194,138	165,899	10,360,037
	1. 社会福祉費	4,345,898	169,170	4,515,068
	2. 児童福祉費	3,041,946	△8,821	3,033,125
	3. 生活保護費	2,805,990	5,550	2,811,540
4. 衛生費		2,570,804	40,986	2,611,790
	1. 保健衛生費	920,714	△7,043	913,671
	2. 清掃費	1,650,090	48,029	1,698,119
6. 農林水産業費		92,939	764	93,703
	1. 農業費	92,939	764	93,703
7. 商工費		96,454	△4,434	92,020
	1. 商工費	96,454	△4,434	92,020
8. 土木費		2,284,177	24,629	2,308,806
	1. 土木管理費	109,146	△2,698	106,448
	2. 道路橋りょう費	122,435	2,400	124,835
	3. 河川費	58,489	31,000	89,489
	4. 都市計画費	1,848,876	△1,873	1,847,003
	5. 住宅費	145,231	△4,200	141,031

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		2,006,980	868,625	2,875,605
	1. 教育総務費	336,656	1,516	338,172
	2. 小学校費	245,610	493,626	739,236
	3. 中学校費	120,071	375,541	495,612
	4. 高等学校費	408,778	9,171	417,949
	5. 幼稚園費	244,276	△10,734	233,542
	6. 社会教育費	396,774	395	397,169
	7. 保健体育費	254,815	△890	253,925
12. 公債費		3,181,731	224,207	3,405,938
	1. 公債費	3,181,731	224,207	3,405,938
補正されなかった科目に係る額		931,181	0	931,181
歳出合計		23,691,392	1,326,877	25,018,269

事項	期間	限度額
市営斎場火葬業務等	平成27年度末まで	8,750千円と消費税等に相当する額
市営斎場受付業務	平成27年度末まで	1日あたり11,000円に業務を要した日数を乗じて得た額
教育用パソコン等借上料	平成32年8月末まで	116,280
教育用パソコン等借上料(小学校)	平成32年8月末まで	167,220
教育用パソコン等借上料(中学校)	平成32年8月末まで	70,500
教育用パソコン等借上料(幼稚園)	平成32年8月末まで	6,000
図書館指定管理料	平成29年度末まで	118,500千円と消費税等に相当する額
文化会館の自主事業に係る経費	平成27年6月末まで	4,200

第2表 債務負担行為補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	千円 19,200	(借入方法)  普通貸貸又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
市町村財政健全化支援事業債	213,000	〃	〃	〃
計	232,200			

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	千円 19,200	(借入方法)  普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
市町村財政健全化支援事業債	213,000	〃	〃	〃
計	232,200			

2 変更								
起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川改良事業	千円 31,600	(借入方法) 普通貸貸又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利直し、見直し方式で借り入れる場合に、利率の見直しは、見直し後(利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 54,100	(借入方法) 普通貸貸又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利直し、見直し方式で借り入れる場合に、利率の見直しは、見直し後(利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
小学校耐震補強事業	11,600	〃	〃	〃	345,700	〃	〃	〃
中学校耐震補強事業	9,300	〃	〃	〃	256,300	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,030,00	〃	〃	〃	1,044,100	〃	〃	〃

平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,761,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		486,926	△245	486,681
	1. 一般会計繰入金	486,925	△245	486,680
補正されなかった科目に係る額		8,274,874	0	8,274,874
歳入合計		8,761,800	△245	8,761,555

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		118,886	△245	118,641
	1. 総務管理費	101,821	△245	101,576
補正されなかった科目に係る額		8,642,914	0	8,642,914
歳出合計		8,761,800	△245	8,761,555

## 平成26年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)

平成26年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 諸収入		290,491	174	290,665
	3. 貸付金元利収入	0	174	174
2. 県支出金		0	1,200	1,200
	1. 県補助金	0	1,200	1,200
6. 市債		0	22,600	22,600
	1. 市債	0	22,600	22,600
補正されなかった科目に係る額		0	0	0
歳入合計		290,491	23,974	314,465

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 公債費		28,495	23,974	52,469
	1. 公債費	28,495	23,974	52,469
補正されなかった科目に係る額		261,996	0	261,996
歳出合計		290,491	23,974	314,465

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市町村財政健全化支援事業債	千円 22,600	(借入方法)  普通貸貸又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	22,600			



## 平成26年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成26年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,048千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,380,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		670,378	△2,048	668,330
	1. 一般会計繰入金	670,378	△2,048	668,330
補正されなかった科目に係る額		1,711,834	0	1,711,834
歳入合計		2,382,212	△2,048	2,380,164

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,207,831	△2,048	1,205,783
	1. 下水道事業費	1,207,831	△2,048	1,205,783
補正されなかった科目に係る額		1,174,381	0	1,174,381
歳出合計		2,382,212	△2,048	2,380,164

## 平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成26年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,702千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,089,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		772,221	△4,702	767,519
	1. 一般会計繰入金	747,284	△4,702	742,582
補正されなかった科目に係る額		4,321,866	0	4,321,866
歳入合計		5,094,087	△4,702	5,089,385

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		119,895	△5,197	114,698
	1. 総務管理費	74,415	△5,197	69,218
3. 地域支援事業費		121,861	495	122,356
	2. 包括的支援事業・任意事業費	87,417	495	87,912
補正されなかった科目に係る額		4,852,331	0	4,852,331
歳出合計		5,094,087	△4,702	5,089,385

## 平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成26年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,767千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		219,577	△3,767	215,810
	1. 一般会計繰入金	219,577	△3,767	215,810
補正されなかった科目に係る額		447,867	0	447,867
歳入合計		667,444	△3,767	663,677

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		41,334	△3,767	37,567
	1. 総務管理費	39,852	△3,767	36,085
補正されなかった科目に係る額		626,110	0	626,110
歳出合計		667,444	△3,767	663,677

## 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

平成26年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,026,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,843,847	8,270	6,852,117
	1. 地方交付税	6,843,847	8,270	6,852,117
補正されなかった科目に係る額		18,174,422	0	18,174,422
歳入合計		25,018,269	8,270	25,026,539

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		10,360,037	8,270	10,368,307
	1. 社会福祉費	4,515,068	8,270	4,523,338
補正されなかった科目に係る額		14,658,232	0	14,658,232
歳出合計		25,018,269	8,270	25,026,539

## 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)

平成26年度大和高田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ25,069,728千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,852,117	43,189	6,895,306
	1. 地方交付税	6,852,117	43,189	6,895,306
補正されなかった科目に係る額		18,174,422	0	18,174,422
歳入合計		25,026,539	43,189	25,069,728

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		263,199	2,478	265,677
	1. 議会費	263,199	2,478	265,677
2. 総務費		2,075,990	8,495	2,084,485
	1. 総務管理費	1,552,296	4,856	1,557,152
	2. 徴税費	312,721	2,207	314,928
	3. 戸籍住民基本台帳費	103,566	734	104,300
	4. 選挙費	68,335	365	68,700
	5. 統計調査費	14,009	65	14,074
	6. 監査委員費	25,063	268	25,331
3. 民生費		10,368,307	12,214	10,380,521
	1. 社会福祉費	4,523,338	4,731	4,528,069
	2. 児童福祉費	3,033,125	6,241	3,039,366
	3. 生活保護費	2,811,540	1,242	2,812,782
4. 衛生費		2,611,790	6,858	2,618,648
	1. 保健衛生費	913,671	2,176	915,847
	2. 清掃費	1,698,119	4,682	1,702,801
6. 農林水産業費		93,703	356	94,059
	1. 農業費	93,703	356	94,059
7. 商工費		92,020	314	92,334
	1. 商工費	92,020	314	92,334
8. 土木費		2,308,806	3,213	2,312,019
	1. 土木管理費	106,448	741	107,189
	2. 道路橋りょう費	124,835	82	124,917
	4. 都市計画費	1,847,003	1,651	1,848,654
	5. 住宅費	141,031	739	141,770
10. 教育費		2,875,605	9,261	2,884,866

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 教育総務費	338,172	1,104	339,276
	2. 小学校費	739,236	330	739,566
	4. 高等学校費	417,949	3,283	421,232
	5. 幼稚園費	233,542	2,077	235,619
	6. 社会教育費	397,169	1,157	398,326
	7. 保健体育費	253,925	1,310	255,235
補正されなかった科目に係る額		4,337,119	0	4,337,119
歳出合計		25,026,539	43,189	25,069,728

## 平成26年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成26年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,762,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		486,681	709	487,390
	1. 一般会計繰入金	486,680	709	487,389
補正されなかった科目に係る額		8,274,874	0	8,274,874
歳入合計		8,761,555	709	8,762,264

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		118,641	709	119,350
	1. 総務管理費	101,576	709	102,285
補正されなかった科目に係る額		8,642,914	0	8,642,914
歳出合計		8,761,555	709	8,762,264

## 平成26年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)

平成26年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		6,334	377	6,711
	1. 繰越金	6,334	377	6,711
補正されなかった科目に係る額		122,797	0	122,797
歳入合計		129,131	377	129,508

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		60,368	377	60,745
	1. 施設管理費	60,132	377	60,509
補正されなかった科目に係る額		68,763	0	68,763
歳出合計		129,131	377	129,508

## 平成26年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成26年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,380,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰入金		668,330	554	668,884
	1.一般会計繰入金	668,330	554	668,884
補正されなかった科目に係る額		1,711,834	0	1,711,834
歳入合計		2,380,164	554	2,380,718

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.下水道事業費		1,205,783	554	1,206,337
	1.下水道事業費	1,205,783	554	1,206,337
補正されなかった科目に係る額		1,174,381	0	1,174,381
歳出合計		2,380,164	554	2,380,718

### 平成26年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成26年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,090,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰入金		767,519	1,230	768,749
	1.一般会計繰入金	742,582	1,230	743,812
補正されなかった科目に係る額		4,321,866	0	4,321,866
歳入合計		5,089,385	1,230	5,090,615



(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		114,698	638	115,336
	1. 総務管理費	69,218	638	69,856
3. 地域支援事業費		122,356	592	122,948
	2. 包括的支援事業・任意事業費	87,912	592	88,504
補正されなかった科目に係る額		4,852,331	0	4,852,331
歳出合計		5,089,385	1,230	5,090,615

平成26年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成26年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		215,810	318	216,128
	1. 一般会計繰入金	215,810	318	216,128
補正されなかった科目に係る額		447,867	0	447,867
歳入合計		663,677	318	663,995

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		37,567	318	37,885
	1. 総務管理費	36,085	318	36,403
補正されなかった科目に係る額		626,110	0	626,110
歳出合計		663,677	318	663,995

平成26年度大和高田市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成26年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 病院事業費用	9,196,607千円	38,043千円	9,234,650千円
第1項 医業費用	6,911,389千円	36,847千円	6,948,236千円
第2項 医業外費用	254,943千円	1,196千円	256,139千円
第3条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。			
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	6,076,581千円	38,043千円	6,114,624千円

告示第134号の2

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1519	高519号線	土庫二丁目458番1先	
		土庫二丁目458番4先	
1520	高520号線	大字築山778番4先	
		大字大谷628番1先	
1521	高521号線	大字曾大根248番1先	
		大字曾大根239番1先	
2037	瀬37号線	大字藤森174番5先	
		大字藤森174番12先	
2038	瀬38号線	大字池尻190番5先	
		大字池尻192番8先	

告示第134号の3

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (m)	延 長 (m)	備 考

高519号線	土庫二丁目458番1先から 土庫二丁目458番4先まで	6.1~9.4	90.60	
高520号線	大字築山778番4先から 大字大谷628番1先まで	4.8~7.8	28.20	
高521号線	大字曾大根248番1先から 大字曾大根239番1先まで	5.8~6.5	198.80	
瀬37号線	大字藤森174番5先から 大字藤森174番12先まで	6.0~8.0	53.90	
瀬38号線	大字池尻190番5先から 大字池尻192番8先まで	6.1~8.3	66.60	

3. 供用開始の期日 平成26年12月4日

#### 告示第134号の4

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止する。  
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1115	高115号線	内本町1801番7先	
		内本町1801番1先	

#### 告示第134号の5

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
天117号線	大字奥田299番3先から 大字奥田285番1先まで	5.0~5.0	100.60	

3. 供用開始の期日 平成26年12月4日

#### 告示第134号の6

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成26年12月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 1. 道路の種類 市道

## 2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
高7号線	大字築山682番先から 大字築山663番1先まで	前	2.3~3.2	37.1	面積増
		後	3.1~4.1	37.1	
高63号線	土庫二丁目496番1先から 土庫二丁目458番7先まで	前	4.3~4.3	13.7	面積減
		後	3.7~3.7	13.7	
高180号線	中三倉堂198番先から 中三倉堂218番11先まで	前	3.3~5.0	46.7	面積増
		後	4.1~5.4	46.7	
高218号線	大字田井167番6先から 大字田井117番3先まで	前	5.3~5.3	42.1	"
		後	6.1~6.2	42.1	
高239号線	大字曾大根125番3先から 大字曾大根176番先まで	前	6.3~7.7	180.2	"
		後	6.6~8.7	180.2	
高239号線	大字曾大根141番先から 大字曾大根161番1先まで	前	5.9~6.2	47.7	"
		後	6.8~8.1	47.7	
高239号線	大字曾大根156番1先から 大字曾大根158番2先まで	前	5.6~6.0	32.6	面積増
		後	7.5~8.5	32.6	
高277号線	大字田井117番3先から 大字田井125番4先まで	前	4.8~4.9	10.0	"
		後	4.9~4.9	9.8	
瀬11号線	大字池尻50番1先から 大字池尻52番3先まで	前	4.0~4.0	63.5	"
		後	6.2~6.2	63.5	
瀬33号線	大字池尻131番1先から 大字池尻52番7先まで	前	4.0~4.0	16.2	"
		後	4.9~4.9	15.9	
陵61号線	大字池田381番6先から 大字池田576番1先まで	前	1.7~2.7	23.7	"
		後	2.5~2.9	23.7	
天19号線	西坊城地内住吉川右岸河川堤 防敷地先から大字西坊城94 番1先まで	前	3.3~4.3	53.2	"
		後	4.1~4.4	53.2	
天29号線	大字西坊城501番1先から 大字西坊城318番4先まで	前	3.4~4.7	34.1	"
		後	3.5~4.8	34.1	
天56号線	大字吉井75番1先から 大字吉井118番1先まで	前	4.0~4.1	42.8	"
		後	5.2~5.2	42.8	
天58号線	大字奥田468番16先から 大字奥田26番3先まで	前	1.6~3.0	42.2	"
		後	4.1~4.2	41.0	
天59号線	大字奥田469番先から 大字奥田468番13先まで	前	2.8~3.3	61.2	"
		後	5.1~6.1	61.7	
天105号線	大字根成柿118番1先から 大字根成柿126番1先まで	前	3.6~4.5	83.5	"
		後	4.8~5.9	82.6	

## 3. 供用開始の期日 平成26年12月4日

告示第135号

平成26年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月8日

大和高田市長 吉田誠克

1. この通知書の発送年月日 平成26年7月11日
2. 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第136号

平成26年度介護保険料納入通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条(地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定を準用)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月8日

大和高田市長 吉田誠克

1. この納入通知書の発送年月日 平成26年7月11日(番号1~39)
2. この公示送達により変更する納期限

変更前	平成26年7月31日	平成26年9月1日	平成26年9月30日
変更後	平成27年2月2日	平成27年2月2日	平成27年2月2日

変更前	平成26年10月31日	平成26年12月1日	平成26年12月25日
変更後	平成27年2月2日	平成27年2月2日	平成27年2月2日

3. 送達を受けるべき者

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第137号

平成26年度国民健康保険税第3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月12日

大和高田市長 吉田誠克

1. この通知の発送年月日 平成26年10月17日

**2 送達を受けるべき者** 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第138号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成26年12月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

**1. 処分の根拠**

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

**2. 処分対象自転車等の保管場所**

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

**3. 処分年月日**

平成27年4月1日

**4. 処分対象自転車等の移動年月日**

平成26年9月3日、同月9日、同月11日、同月16日、同月18日、同月24日、同月28日

**告示第142号**

平成26年度国民健康保険税納税(変更)通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保グループで保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

**1. この納入通知書の発送年月日** 平成26年12月8日**2. 送達を受けるべき者** 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第143号**

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年12月12日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み  
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第144号**

平成26年度固定資産税・都市計画税第3期の催促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年10月28日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み  
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第145号**

平成26年度市県民税第3期の催促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成26年11月26日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み  
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第146号**

大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱を次のように定める。

平成26年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市病児・病後児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(別添3)病児・病後児保育事業実施要綱(以下「国の要綱」という。)に基づき、病気のために児童の集団保育が困難であり、かつ、保護者がや

むを得ない事情により家庭で保育ができない場合、その児童を一時的に預かる事業（以下「病児・病後児保育事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施施設）

第2条 病児・病後児保育事業を実施する施設は、国の要綱に定める基準を満たし、適切な処置が確保される施設として市長が認める施設（以下「実施施設」という。）とする。

2 病児・病後児保育事業を開始しようとする施設は、あらかじめ病児・病後児保育事業の内容等について、大和高田市病児・病後児保育事業開始・変更届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

3 実施施設の長は、前項に定める届出事項に変更があった場合は、大和高田市病児・病後児保育事業開始・変更届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

4 実施施設の長は、病児・病後児保育事業を廃止又は休止しようとする場合は、大和高田市病児・病後児保育事業廃止・休止届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

（事業類型）

第3条 病児・病後児保育事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

（1） 病児対応型 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、その児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は病児・病後児保育事業のための専用施設で一時的に保育する事業

（2） 病後児対応型 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、その児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は病児・病後児保育事業のための専用施設で一時的に保育する事業

（対象児童）

第4条 病児・病後児保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する児童で、市長と協議の上実施施設の長が定めるものとする。

（1） 大和高田市又は大和高田市長と病児保育事業利用協定若しくは病後児保育事業利用協定を締結した市町村に住所を有する児童

（2） 小学3年生までの児童

（3） 病気の治療中であって、医療機関による入院治療を要しないが、安静等の確保に配慮する必要がある児童

（4） 保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭において保育が困難な児童

（病児・病後児保育事業の内容及び実施方法）

第5条 児童を受け入れるに当たっては、当該施設、協力医療機関等の医師により、当該児童を病児・病後児保育事業の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

2 体温の管理等その他健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう保育内容を工夫すること。

3 他の児童への感染の防止に配慮すること。

4 利用期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内とすること。

5 実施施設の開設日及び開設時間は、実施施設の長が設定すること。ただし、開設時間は、1日8時間を下限とすること。

6 医療機関以外の実施施設で病児・病後児保育事業を実施する場合は、協力医療機関と連携することにより、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制の確保を図ること。



## (職員配置等)

第6条 実施施設には、病児・病後児保育事業を専門に担当する職員として、看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置するものとする。

2 実施施設には、保育室、観察室又は安静室及び調理室等病児・病後児保育事業の実施に必要な設備を有するものとする。

## (利用の申請及び決定)

第7条 利用を希望する保護者(以下「利用希望者」という。)は、あらかじめ大和高田市病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第3号)を実施施設の長に提出し、登録するものとする。

2 利用希望者が病児・病後児保育事業を利用するときは、実施施設の長に対して大和高田市病児・病後児保育事業利用(変更)申請書(様式第4号)(以下「利用申請書」という。)の提出を行うものとする。

3 実施施設の長は、利用申請書の提出を受けたときは、利用の可否を決定の上、利用希望者に大和高田市病児・病後児保育事業利用(変更)決定通知書(様式第5号)(以下「決定通知書」という。)を交付する。ただし、緊急を要する場合にあっては、利用申請書等の書面による手続は事後でも差し支えないものとする。

## (利用の実施)

第8条 実施施設の長から決定通知書を受けた利用希望者(以下「利用者」という。)は、利用者の責任において指定された日時に児童の送迎を行わなければならない。

2 利用者は、利用期間中は常に連絡先を明らかにしておくとともに、第5項各号に該当した場合は、直ちに児童を実施施設から引き取らなければならない。

3 利用者は、利用に際しては、実施施設の長に児童の健康状態、その他保育上必要な事項について説明を行わなければならない。また、実施施設の長は、児童の状況を十分把握の上、安全かつ適切な保育に努めなければならない。

4 実施施設の長は、利用期間中の児童の生活状況等の記録を整備しておかななければならない。

5 実施施設の長は、児童が次に掲げる場合は、利用を認めない場合がある。また、利用期間中であっても利用を解除することがある。

(1) 病後児対応型の実施施設において、児童の病気の状態が急性期にあり、回復期と認められないとき。

(2) 病状が変化し、実施施設において対応が不可能なとき。

(3) その他市長が不適当と認めるとき。

## (費用負担)

第9条 利用者は、実施施設の長に対し、1日につき2,000円を利用料として支払うものとする。

2 前項の利用料のほか、利用者は、実施施設の長に対し、利用期間中に要した食事代、医療費、移送費等の費用を支払うものとする。

## (利用料の免除)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、実施施設の長は、利用者の世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料を免除することができる。

(1) 生活保護世帯

(2) 病児・病後児保育を利用する月が4月から6月までである場合にはその月の属する年度の前年度の市町村民税が非課税の世帯、病児・病後児保育を利用する月が7月から3月までである

場合にはその月の属する年度の市町村民税が非課税の世帯

2 前項の規定により利用料の免除を受けようとするときは、大和高田市病児・病後児保育事業利用料免除申請書(第6号様式)を実施施設の長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 実施施設の長は、市長に対し、大和高田市病児・病後児保育事業実績報告書(様式第7号)、大和高田市病児・病後児保育事業利用実績報告書(様式第8号)及び大和高田市病児・病後児保育事業利用状況集計表(様式第9号)により、市長が指定する期日までに病児・病後児保育事業の実績を報告しなければならない。

2 実施施設の長は、病児・病後児保育事業の収支の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

大和高田市病児・病後児保育事業  
開 始 ・ 変 更 届

病児・病後児保育事業の用に供する施設	施設名称	
	建物種別	階建 造り(部屋の平面図を添付すること。)
	所在地	TEL
	受入定員	名
事業名(該当する事業に <input checked="" type="checkbox"/> )		<input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 病後児保育
事業開始・変更年月日		年 月 日
担当職員氏名	施設長	
	看護師	
	看護師・保育士・その他職種	
	看護師・保育士・その他職種	
上記のとおり、大和高田市病児・病後児保育事業を開始(変更)しますので、届けます。		年 月 日
大和高田市長 様		
所在地 名 称		
TEL		
代表者氏名		印

- 注1 開始・変更のどちらかを抹消してください。
- 2 担当職員の履歴書並びに看護師、准看護師、保健師、助産師及び保育士については免許状(写し)を添付すること。
- 3 変更の場合は、変更内容を該当欄に記入してください。

様式第2号(第2条関係)

大和高田市病児・病後児保育事業  
廃止・休止届

廃止(休止)する事業 (該当する事業に☑)	<input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 病後児保育
廃止(休止)予定年月日 (休止予定期間)	年 月 日 ( 年 月 日 ~ 年 月 日)
廃止(休止)の理由	(詳細に記入してください。)
現に利用している者に対する処置	(詳細に記入してください。)
上記のとおり、大和高田市病児・病後児保育事業を廃止(休止)しますので、届けます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 大和高田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">所在地 名 称 TEL 代表者氏名</div> <div style="text-align: right;">印</div>	

注1 廃止・休止のどちらかを抹消してください。

様式第3号(第7条関係) (実施施設控用)

大和高田市病児・病後児保育事業利用登録申請書

No.

ふりがな		性別	生年月日	愛称		
児 童 氏 名		男・女	年 月 日生			
所 属	保育所(園)・こども園・幼稚園・小学校 (TEL: )					
医 療 機 関	(担当医師: TEL: )					
健康保険証番号	記号	番号	保険者番号			
住 所	〒					
世 帯 員	氏名	児童との 続 柄	電話番号	氏名	児童との 続 柄	電話番号

(上記児童本人を除く。)						
緊急連絡先	(保護者との関係： ) (TEL： )					
	(保護者との関係： ) (TEL： )					
アレルギー等(当てはまる症状があれば、○をつけてください。)						
1. 食物アレルギー(原因となる食品： ) 2. アトピー性皮膚炎 3. 気管支喘息 4. じんましん 5. 鼻炎 6. その他( )						
上記症状に関する配慮事項(医師からの指示、投薬など)( )						
既往症(今までにかかった病気全てに○をつけてください。)						
1. 突発性発疹 2. 麻疹(はしか) 3. 水ぼうそう 4. 風疹 5. 咽頭結膜炎(プール熱) 6. おたふくかぜ 7. 百日咳 8. 川崎病 9. マイコプラズマ感染症 10. 手足口病 11. RSウイルス感染症 12. 伝染性紅斑(リンゴ病) 13. ヘルパンギーナ 14. とびひ 15. 結核 16. その他の大きな病気やけが(病名： izzgoroo: )						
けいれん(今までにかかったもの全てに○をつけてください。)						
1. 熱性けいれん 2. てんかん						
予防接種(これまでに受けたもの全てに○をつけてください。)						
1. B.C.G 2. MRワクチン 3. ポリオ不活化ワクチン 4. ポリオ生ワクチン 5. 日本脳炎 6. 肺炎球菌 7. おたふくかぜ 8. Hib 9. 三種混合 10. 四種混合 11. 水ぼうそう 12. B型肝炎 13. その他(インフルエンザ・ロタウイルス・ )						
その他伝えておきたいこと、心配なこと：						
実施施設の長様						
上記のとおり <input type="checkbox"/> 病児 ・ <input type="checkbox"/> 病後児 (利用する事業に <input checked="" type="checkbox"/> ) 保育利用の登録を申請します。						
年 月 日 申請者 印						
様式第4号(第7条関係)				(実施施設控用)		
大和高田市病児・病後児保育事業利用(変更)申請書						
実施施設の長様						
住 所 _____						
申 請 者 _____ 印						
電 話 番 号 _____						
次のとおり大和高田市病児・病後児保育事業を利用(変更)したいので申請します。 なお、利用期間中は、施設の指示に従います。						

(ふりがな) 児童氏名		男・女	申請者との続柄 ( )	
生年月日		年 月 日生		
所属		保育所(園)・こども園・幼稚園・小学校		
利用する施設名				
利用する事業名 (該当する事業に☑)		<input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 病後児保育		
利用日時	申請時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分		
	変更時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分		
利用料世帯区分 (該当する区分に☑)		<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税課税世帯		
今回の病気について		・かかりつけ小児科 ( ) ・病名 ( ) ・病状(あてはまるもの全てに○をしてください。) 発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・けいれん・下痢・吐き気 食欲低下・頭痛・目やに・感染症回復期・外傷・その他( ) ・具体的な症状(上に○をつけた病状について詳細に記入してください。) ( ) ・いつからこの症状が始まりましたか( 月 日頃から) ・食事の状況(授乳の時間及び回数、離乳の状況)( ) ・食事制限の有無とその理由(あり・なし/ ) ・投薬(あり・なし) ※「あり」の場合、どんな薬か分かるもの(薬の連絡票等)を添付してください。 ・その他気になること ( )		
緊急時連絡先	氏名	電話番号	児童との続柄	
	勤務先名等	勤務先等電話番号		
迎えに来られる方 (保護者と異なる場合)	氏名	児童との続柄		
	住所	電話番号		

様式第5号(第7条関係)

(申請者控用)

大和高田市病児・病後児保育事業利用(変更)決定通知書

(申請者)

様

施設名  
実施施設の長

印

年 月 日付で申請のあった大和高田市病児・病後児保育事業について、次のとおり決定したので通知します。

児 童 氏 名	男・女		申請者との続柄 ( )
生 年 月 日	年 月 日生		
利用する施設名			
利用する事業名	<input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 病後児保育		
利 用 日 時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分		
利用料世帯区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
利用料(日額)	無料	無料	2,000円
申請者の利用料 決定金額	@ 円× 日 =		

(注意事項)

1. 施設の利用に当たっては、対象児の健康状況を、詳細に施設側に伝えてください。
2. 利用時間を厳守してください。
3. その他施設側の規則を厳守してください。

様式第6号(第10条関係)

(実施施設控用)

大和高田市病児・病後児保育事業利用料免除申請書

年 月 日

実施施設の長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

次のとおり、病児・病後児保育利用料の免除を受けたいので申請します。

ふ り が な	生年月日	年 月 日生
---------	------	--------



6月					12月				
7月					1月				
8月					2月				
9月					3月				
					年度 累計				

2. 利用人員加算分等収入状況 (単位:円)

		利用人員 加算分(※)	生活保護 世帯	市町村民税 非課税世帯	市町村民税 課税世帯	合計
1 回 に つ き	利用料		無料	無料	¥2,000円	
	免除利用料		¥2,000円	¥2,000円		
市補助金 (利用料免除分)						
利 用 料 ( 居 住 市 町 村 別)	大和高田 市					
	( )					
	( )					
	( )					
	( )					
年度累計						

(※) 当年度累計の利用人員が決定し、利用人員加算が新たに生じた場合に記入してください。

3. 年度末登録者数

様式第8号(第11条関係)

大和高田市病児・病後児保育事業利用実績報告書

年 月 日

大和高田市長 様

実施施設 所在地  
施設名  
代表者

印

年 月分の病児・病後児保育の利用実績について報告します。

児童氏名	居住 市町村名	利用 日数	病名・症状	所属名	免除
------	------------	----------	-------	-----	----



1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
計						

様式第9号(第11条関係)

大和高田市病児・病後児保育事業利用状況集計表

大和高田市長 様

実施施設 所在地

施設名

代表者

印

年 月分の病児・病後児保育の利用状況の内訳について報告します。

	児童氏名	日																														利用料合計							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31						
1																																							
2																																							
3																																							
4																																							
5																																							
6																																							
7																																							
8																																							
9																																							
10																																							
11																																							
12																																							
13																																							
14																																							
15																																							

記入について

- 1 利用した日に○を入れること。
- 2 利用料が免除される児童の場合は、利用料合計欄に「免除」と記入すること。

**公 告**

**公告第149号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1	工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事（根成柿第1工区）
2	工事場所	大和高田市根成柿・奥田地内
3	工事期間	契約締結の日から平成27年2月28日（土）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p>

	<p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>

10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年1月9日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,930,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

**公告第150号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日	
大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	配水管補修工事(永和町地内)
2 工事場所	大和高田市永和町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

確認通知	<p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年1月9日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥4,680,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとしてします。

### 公告第151号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	高田商業高等学校野球場バックネット改修工事
2 工事場所	大和高田市材木町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月2日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成26年度大和高田市格付け等級がC又はD等級の者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又

	<p>は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの</p>



	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年1月9日(金)午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥4,820,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第152号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	庁内便所改修修理
2 工事場所	大和高田市大中地内(市役所内)
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている

資格要件	<p>ものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 平成26年度大和高田市格付け等級がC、D又はE等級の者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、C、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に、C、D及びE等級との混合入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年1月9日(金)午前9時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比	¥1,540,000円(消費税等抜き)

較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。
<p><b>公告第153号</b></p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成26年12月18日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	敷枝築山地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)
2 工事場所	大和高田市築山地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9</p>

証金	条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年1月9日(金) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限基準比 較価格	¥16,880,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第154号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高5枝曾大根1丁目地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)
2 工事場所	大和高田市曾大根1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。

	<p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年1月9日(金)午前10時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥15,720,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。



20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。
<p><b>公告第155号</b></p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成26年12月18日</p> <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田誠克</p>	
1 工事名	高6枝田井新町地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)
2 工事場所	大和高田市田井新町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によ</p>

	<p>るものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格</p>

	停止の措置を講じることとなります。
13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年1月9日(金)午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限基準比 較価格	¥13,900,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第156号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	市枝市場地内マンホール蓋替工事(92)
2 工事場所	大和高田市大字市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

	<p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで</p> <p>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年1月9日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥10,430,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札</p>

- を中止します。  
 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。  
 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

### 公告第157号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝旭南町地内管渠工事(60)・給配水管移設工事(G60)
2 工事場所	大和高田市旭南町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p>

	<p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

日時等	(1) 日時 平成27年1月9日(金) 午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥8,770,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第158号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	市場三ツ池水路新設工事
2 工事場所	大和高田市市場地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続



	<p>開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)</p>

質疑応答	<p>まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年1月9日(金)午前10時50分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥8,420,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>

**公告第159号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	松塚下橋橋梁補修工事・橋梁添架管塗装工事
2 工事場所	大和高田市松塚・土庫3丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成26年12月24日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年1月9日(金)午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の	無効の入札については、次のとおりとします。

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥8,160,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

#### 公告第160号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	藤森橋橋梁補修工事
2 工事場所	大和高田市藤森地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行

	<p>中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

の提出方法	(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年1月9日(金)午前11時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥7,590,000円(消費税等抜き)
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

**公告第161号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	敷枝有井地内管渠工事(55)・給配水管移設工事(G55)
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年3月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成26年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成26年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月22日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年12月24日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>



	<p>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成26年12月18日(木)から平成26年12月26日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年1月5日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年1月8日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年1月9日(金)午前11時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥7,270,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとしてします。

**公告第162号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

**教育委員会**
**教育委員会告示第26号**

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成26年12月5日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村 博 一

## 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

- (1) 施設の名称 大和高田市立図書館
- (2) 施設の所在地 大和高田市西町1番45号

## 2 指定管理者となる団体

- (1) 団体の名称 株式会社図書館流通センター  
代表取締役 渡辺 太郎
- (2) 団体の所在地 東京都文京区大塚3丁目1番1号

## 3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

## (1) 管理の基準

法令、大和高田市及び大和高田市教育委員会の例規並びに大和高田市立図書館指定管理者業務要求水準書に定める基準

(2) 業務の範囲

- ア 大和高田市立図書館設置条例第3条各号に規定する業務
- イ 図書館の利用及びその制限に関する業務
- ウ 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務

4 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

**教育委員会告示第27号**

大和高田市教育委員会12月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成26年12月10日

大和高田市教育委員会  
委員長 吉村 博一

記

日時 平成26年12月15日(月)午後4時

場所 中央公民館 1階 視聴覚室

議案 第1号 第38回大和高田市民マラソン大会実施要項(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第56号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年12月8日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西川 勝彦

勝彦

1. 日時 平成26年12月14日(日)午前9時

2. 場所 大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 東会議室

3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の選挙時登録について

第3号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第14号**

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成26年12月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

日時 平成27年1月9日(金)午後3時  
場所 市役所 3階 東会議室  
議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件  
第2号 農地法第4条規定による申請の件  
第3号 農地法第5条規定による申請の件  
第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件  
第5号 その他